

平成22年12月28日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

条 例

- 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例（57・人事課）……………3
- 秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（58・長寿社会課）……………5
- 秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金条例（59・健康推進課）……………5
- 秋田県農林漁業振興臨時対策基金条例（60・農林政策課）……………6
- 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（61・教育庁総務課）……………7
- 秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（62・幼保推進課）……………7

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第57号）

- 1 秋田県総合県税事務所を設置することとし、その名称、位置及び所管区域を次のとおり定めることとした。（第2条関係）

名称	位置	所管区域
秋田県総合県税事務所	秋田市山王4丁目1番2号	秋田県

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- (2) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例（昭和27年秋田県条例第41号）ほか7条例について所要の規定の整理を行うこととした。
- (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第58号）

- 1 次に掲げる設備の整備の促進に係る臨時の事業を秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金の対象事業に加えることとした。（第1条関係）

- (1) 認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設備
- (2) 特別養護老人ホーム又は老人保健施設で、その定員が29人以下のものにおけるスプリンクラー設備
- (3) 認知症高齢者グループホームにおける自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金条例（秋田県条例第59号）

- 1 子宮頸がん並びにヘモフィルスインフルエンザ菌b型及び肺炎球菌による感染症の発生及びまん延を予防するため、市町村が行うこれらの疾病の予防接種に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

- 2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。（第2条～第7条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県農林漁業振興臨時対策基金条例（秋田県条例第60号）

- 1 農林漁業者の経営の安定及びその基盤の強化を図り、もって農林漁業の振興に寄与するため、これらの者の所得の

確保並びに農林漁業に関する担い手の育成及び確保、生産の基盤の整備、販売の促進等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県農林漁業振興臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

- 2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。（第2条～第7条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第61号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）の一部改正（第1条による改正）
義務教育等教員特別手当の月額を支給限度額を8,000円（現行11,700円）に引き下げることとした。（第23条の3の4関係）
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正（第2条による改正）
義務教育等教員特別手当の月額を支給限度額を8,000円（現行11,700円）に引き下げることとした。（第24条の2関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成23年1月1日から施行することとした。

◇秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第62号）

- 1 満3歳以上の子どもに限りその調理室で調理された食事以外の食事を提供することができる幼保連携施設等に一定の要件を満たす保育所を加えることとした。（第4条関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県子官^{こくわん}がん等予防接種臨時対策基金条例
- 四 秋田県農林漁業振興臨時対策基金条例
- 五 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

平成二十二年十二月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県条例第五十七号

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例

秋田県行政機関設置条例(昭和四十三年秋田県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第二条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(総合県税事務所)

第二条 県税の賦課徴収に関する事務を分掌させるため、総合県税事務所を置く。

2 総合県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
秋田県総合県税事務所	秋田市山王四丁目一番二号	秋田県

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例の一部改正)

2 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例(昭和二十七年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「当該自動車の定置場の所在地(定置場の所在地が一定しない場合においては、主たる定置場の所在地)を管轄する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

(秋田県県税条例の一部改正)

3 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第一項中「県税の課税地を所管する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第二項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第十条中「課税地を所管する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第二十三条中「課税地を所管する地域振興局」を「総合県税事務所」に改める。

第二十四条第一項及び第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第三十一条第一項中「課税地を所管する地域振興局所管区域内」を「県内」に、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「当該区域外」を「県外」に改め、同条第二項及び第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第三十八条第一項及び第二項中「の各号」を削り、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第四項中「の各号」を削り、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第五項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「前四項」を「前各項」に改める。

第四十一条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条並びに第四十七条の六中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第四十七条の七第一項中「の各号」を削り、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第二項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第四十七条の十三及び第四十七条の十八中「秋田地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第四十八条の三第二項中「課税地を所管する地域振興局所管区域内」を「県内」に、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「当該区域外」を「県外」に改め、同条第二項及び第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第五十三条第二項第一号中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同項第二号及び第三号中「地域振興局長の」を「総合県税事務所長の」に、「当該地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第五十四条、第五十六条第三項及び第五十七条中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第六十二条第一項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第六十二条の六中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第六十四条第一項中「課税地を所管する地域振興局所管区域内」を「県内」に、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「当該区域外」を「県外」に改め、同条第二項及び第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第七十条第二項及び第三項、第七十二条、第七十三条第二項、第三項及び第四項、第七十四条第一項、第二項及び第四項、第七十五条第一項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二第一項から第三項までの規定、第七十六条の三第二項、第二項及び第四項、第七十六条の四第一項、第七十六条の五、第七十六条の六第一項、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の八、第七十六条の九第一項、第七十九条第二項及び第二項、第八十三条の三第一項、第二項及び第四項、第八十三条の四第一項及び第二項並びに第八十三条の五中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第八十七条第一項中「課税地を所管する地域振興局所管区域内」を「県内」に、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「当該区域外」を「県外」に改め、同条第二項及び第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第九十二条、第九十四条第一項、第三項及び第六項並びに第九十五条第二項及び第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百十一条第一項及び第三項、第百十二条、第百十三条第二項、第四項、第七項及び第九項、第百十四条第二項並びに第百十五条第一項及び第五項中「秋田地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百十七条第三項及び第百十八条第一項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百十九条第一項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「その所管区域内」を「県内」に改め、同条第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十条第一項中「地域振興局長は、所管区域内」を「総合県税事務所長は、県内」に改め、同条第二項中「特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十二条の三第二項及び第三項、第百二十二条の四、第百二十二条の五第一項、第三項、第五項及び第六項並びに第百二十二条の六第一項及び第四項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十二条の七第一項中「免税証の交付を受けようとする」を削り、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第二項中「主たる事務所若しくは事業所又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所の所在地を所管する地域振興局長から免税証の交付を受けようとする免税軽油使用者は」を削り、「場合にあつては令」を「免税軽油使用者は、令」に、「当該地域振興局長以外の地域振興局長の所管する区域に当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する場合にあつては第百二十二条の九の規則で定める届出書の写しを」を削り、同条第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第四項及び第五項中「その交付を受けた地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第六項中「当該免税軽油使用者証を交付した地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十二条の八第一項、第四項及び第七項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十二条の九中「にあつては令」を「は、令」に、「主たる事務所若しくは事業所又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所の所在地を所管する地域振興局長に免税証の交付を申請しようとする場合（当該地域振興局長以外の地域振興局長の所管する区域に当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する場合に限る。）にあつては規則で定める届出書を当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所の所在地を所管する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十二条の十中「当該免税軽油使用者証を交付した地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十二条の十一、第百二十二条の十二第二項、第百二十二条の十三第一項及び第二項、第百二十二条の十四第一項並びに第百二十二条の十五中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十二条の十六第一項中「製造等を行う場所（第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地を所管する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第二項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十二条の十七第一項及び第二項中「主たる事務所又は事業所の所在地を所管する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十四条第二項中「の各号」を削り、同項第四号中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第四項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第五項中「当該自動車に係る自動車税の課税地を所管する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十七条第三項中「秋田地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百二十九条第二項及び第三項並びに第百三十条第一項、第三項及び第五項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百三十二条第一項中「課税地を所管する地域振興局所管区域内」を「県内」に、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「当該区域外」を

「県外」に改め、同条第二項及び第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百三十三条の二第二項、第百三十四条第一項から第四項までの規定並びに第百三十五条第一項及び第二項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百三十六條第二項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百三十六條の二第一項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百三十六條の三第一項、第百三十七條、第百四十二條第二項及び第三項並びに第百四十三條中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百四十五條第一項中「課税地を所管する地域振興局所管区域内」を「県内」に、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「当該区域外」を「県外」に改め、同条第二項及び第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百四十七條中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百六十五條第二項中「課税地を所管する地域振興局所管区域内」を「県内」に、「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に、「当該区域外」を「県外」に改め、同条第二項及び第三項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第百七十一條第二項及び第三項、第百九十九條並びに附則第十四條の五第一項、附則第十六條第三項各号、附則第十六條の二第二項並びに附則第十六條の三中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

(同意集積区域における県税の課税免除に関する条例等の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

- 一 同意集積区域における県税の課税免除に関する条例(昭和三十九年秋田県条例第三号)第三条第一項及び第三項並びに第四条第一項及び第二項
 - 一 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)第五条第二項、第三項及び第五項並びに第六条第一項及び第二項
 - 三 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年秋田県条例第五百二十八号)第五条第二項、第三項及び第五項並びに第六条第一項及び第二項
 - 四 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項及び第二項
- (秋田県産業廃棄物税条例の一部改正)

5 秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「同条例第八条第一項中「十二 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地」とあるのは

	「十二 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地
	十三 産業廃棄物税 最終処分場の所在地」とを

削る。

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正)

6 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(平成十五年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改め、同条第三項中「秋田地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

(経過措置)

7 この条例の施行前において地域振興局長がした県税の賦課徴収に関する手続その他の行為又は地域振興局長に対してされた県税の賦課徴収に関する手続その他の行為は、総合県税事務所長がした県税の賦課徴収に関する手続その他の行為又は総合県税事務所長に対してされた県税の賦課徴収に関する手続その他の行為とみなす。

秋田県条例第五十八号

秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第二十四項」を「同条第二十項、第二十四項」に改め、「の規定」の下に「(以下「技術上の基準に関する経過規定」という。)」を、「第十七項」の下に「若しくは第十八項又は同法第八条の二第十七項」を加え、「同条第十四項」を「同法第八条第十四項」に、「増設及び」を「増設並びに」に改め、「の整備」の下に「並びに同条第十八項又は同法第八条の二第十七項に規定する介護を提供する事業の用に供する施設であつて技術上の基準に関する経過規定の適用を受けるものにおける自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五十九号

秋田県子宮頸がん等予防接種種臨時対策基金条例

(設置)

第一条 子宮頸がん並びにヘパイトスインフルエンザ菌^{hpi}型及び肺炎球菌による感染症の発生及びまん延を予防するため、市町村が行うこれらの疾病の予防接種に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第六十号

秋田県農林漁業振興臨時対策基金条例

(設置)

第一条 農林漁業者の経営の安定及びその基盤の強化を図り、もって農林漁業の振興に寄与するため、これらの者の所得の確保並びに農林漁業に関する担い手の育成及び確保、生産の基盤の整備、販売の促進等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県農林漁業振興臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)

む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第六十一号

一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の四第二項中「一万七千七百円」を「八千円」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「一万七千七百円」を「八千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

秋田県条例第六十二号

秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例(平成十八年秋田県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「幼稚園、認可外保育施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。)又は幼保連携施設である場合であつて、」を削る。

第五条第一項第一号中「保育所の保育の内容に関して厚生労働省の児童の保育に関する事務を所掌する局長が定めるものをいう。」を「平成二十年厚生労働省告示第百四十一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号